感染症補償規定

（本規定の目的）第１条　 本規定は、業務遂行上の事由により補償対象者が感染症を発症した場合に、会社が補償対象者に対して行う補償の内容を定めることにより補償対象者の福利厚生の向上を図ることを目的とする。

（定　　　　義）第２条　本規定において、次の各号に掲げる用語は、それぞれの次の定義に従う。

（1）補償対象者―当社が加入する一般財団法人医療関連サービス振興会を契約者とする団体契約にて補償対象とする事業場で業務に従事する者で、会社が保管する名簿に記載された者

（2）感染症―新型コロナウイルス感染症と特定感染症をいいます。

特定感染症とは、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第６条に規定する「一類感染症」「二類感染症」「三類感染症」および「指定感染症」をいいます。

「特定感染症」に該当する感染症は以下の通りです。（2014年7月現在）

「一類感染症」…エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱

「二類感染症」…急性灰白髄炎（ポリオ）、結核、ジフテリア、SARS（重症急性呼吸器症候群）、鳥インフルエンザ（H5N1）

「三類感染症」…コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症（O-157を含みます。）、腸チフス、パラチフス

（補償を行う場合）第3条　 当社は、補償対象者が業務の遂行上の事由により発症し、かつ政府労災保険の支給が決定された感染症に対してこの規定に従い補償金を支払う。ただし、本規定の発効日より前に感染し、または発症した場合には補償金を支払わない。なお、本規定の発効日より後に補償対象者となった者については「本規定の発効日」「本規定による補償対象者となった日」と読み替える。

（補償の内容）第４条　当社が前条の規定により支払う補償金は次の各号の通りとする。

（1） 感染症死亡補償金―補償対象者が感染症を発症し、その直接の結果として感染症を発症した日（以下「発症日」という。）からその日を含めて180日以内に死亡した場合は感染症死亡補償金として500万円を補償対象者の法定相続人に支払う。ただし、補償対象者の法定相続人が２名以上であるときは、法定相続分の割合により感染症死亡補償金を支払う。

（2） 感染症入院補償金―補償対象者が感染症を発症し、その直接の結果として、平常の業務に従事することまたは平常の生活ができなくなり、かつ4日以上入院した場合は、10万円を補償対象者に支払う。ただし、発症日からその日を含めて180日以内に入院した場合に限るものとする。

（感染の報告義務）第5条　 補償対象者が、感染したおそれが生じたとき、感染が判明したとき、または感染症が発症したときは、速やかにそれらの状況および身体の障害の程度を当社に報告しなければならない。

２． 補償対象者が正当な理由がなく前項の規定に違反したとき、またはその報告について知っている事実を告げなかったとき、もしくは不実のことを告げたときは、当社は補償金を支払わない。

（補償金の請求手続き）第6条　補償対象者（感染症死亡補償金については補償対象者の法定相続人）が補償金の支給を受けようとするときは、当社が求める書類を提出しなければならない。

２．補償対象者（感染症死亡補償金については補償対象者の法定相続人）が前項の書類を提出しなかったとき、または提出書類に知っている事実を記載しなかったとき、もしくは不実の記載をした時には、当社は補償金を支払わない。

（本規定の改定）第7条　当社は、社会経済事情の著しい変動等があった場合等には、本規定の改定を行う。

（発効日）第8条　本規定は、医療関連サービス振興会の労災上乗せ感染症補償団体契約の補償期間の開始日から効力を発する。

令和　　年　　月　　日